

## ■令和5年度第7回（第332回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和5年12月26日（火） 午後2時～午後2時45分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、水道事業管理者、教育長  
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、市民局長、保健衛生局長、福祉局長、  
環境局長、総合政策監

【議 題】 不良な生活環境の解消等について

### < 提案説明 >

不良な生活環境の解消等について、都市戦略本部より次のような説明があった。

- ・ 本件は、不良な生活環境の解消等に関する本市の対応スキームについて、ご審議いただくものである。
- ・ いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる、不良な生活環境への対応については、所管法令がなく、その対応に苦慮している。
- ・ 本市における例規もなく、複合的な問題がある場合の対応方法等が明確でないため、対応が進まず、問題解決に至っていないケースが存在している。
- ・ これまで、市議会からも質問等があったことから、市民局、保健衛生局、福祉局、環境局及び区役所の関係部署による庁内検討会を設置し、他自治体の取組状況を参考に、本市の対応方法等について、部局横断的な検討を行ってきた。
- ・ 検討の結果、要綱を定め、関係局区が協力・連携して取り組むこととした。
- ・ 要綱の目的については、不良な生活環境の解消及び再発防止である。
- ・ 不調な生活環境を解消等するための関係局区による協力、連携するための組織として、「不良な生活環境を解消等に関する対策会議」（以下「対策会議」という。）及び「不良な生活環境を解消等に関する対策会議幹事会」（以下「対策会議幹事会」という。）を設置する。両会議には関係部署が参加し、対策会議は環境局が、幹事会は市民局が、それぞれ事務局を務める。
- ・ 市民から不良な生活環境と推察される相談等があったときは、原則として当該住居等が所在する区のくらし応援室が受付し、初期対応として、現地確認を実施し、チェックリストにより、不良な生活環境であるか否かを判定する。不良な生活環境と判定した場合は、情報収集、堆積者との対話・交渉等を実施する。
- ・ 初期対応において解消が困難な場合は、市民局が中心となり、対策会議幹事会を開催し、今後の対応を検討・協議する。
- ・ 対策会議幹事会において、福祉的支援による対応の検討を必要とした場合には、区役所の会議体による協議を実施する。解決困難な案件として協議した場合には、対策会

議による協議を実施する。

- ・ 福祉的支援による対応の検討が必要な場合は、保健衛生局及び福祉局が中心となり、区役所の会議体において、今後の対応を検討・協議し、関係部署が連携し、協議した対応・支援を実施する。
- ・ 解決困難な案件として協議した場合には、環境局が中心となり、対策会議を開催し、今後の対応を検討・協議し、関係部署が連携し、協議した対応・支援を実施する。
- ・ これらの対応により、不良な生活環境が解消されたと認められる場合は、再び不良な生活環境が生じないようにするため、部署間で連携し、再発防止の取組を実施する。
- ・ 今後は、当該要綱等に基づき、相談等の受付から、初期対応、幹事会による協議、区役所の会議体による協議、対策会議による協議、案件への対応・支援の実施、再発防止の取組までの一連の流れにより対応する。

### < 意見等 >

- ・ 既に相談等があった案件についても、当該要綱に基づき対応していくのか。  
→ そのとおりである。
- ・ そもそも不良な生活環境を発生させないことについて、何か方法はあるか。  
→ 他の地方自治体にヒアリングを行ったが、再発防止や予防については、どの自治体においても、非常に難しいという認識を持っている。まずは既に発生している不良な生活環境の解消等に取り組んでいくが、国や他の自治体の動向を含め、引き続き情報収集・研究を行っていく。
- ・ 各段階での対応等に、どの程度の時間を要することを想定しているか。また、その基準を示す予定はあるか。  
→ 案件ごとに、様々な背景・事情等があり、均一的な対応が難しいことから、時間を想定することは難しい。他の自治体においても同様であり、長期間の対応になっている案件があることも聞き及んでいる。
- 一方で、可能な限り早い解消が望まれていることから、その点も踏まえ、関係部署で協力・連携しながら取り組んでいく。
- 引き続き、今後の運用状況を踏まえて、対応方法等の改善を図っていく。
- ・ 各段階での対応において、主となる局区があるが、その他の局区と一緒に解決にあたることでよいか。  
→ そのとおりである。
- ・ いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる、不良な生活環境への対応については、所管法令がなく、また、様々な背景・事情等があり、対応が非常に難しいところがあったが、要綱を定め、関係局区が連携して対応していく点は重要である。
- ・ 各区役所のくらし応援室においても、対応しやすい仕組みができたと思う。
- ・ 実際の対応に当たっては、難しいところもあると思うが、まずは、対応を進めていくことが大事である。
- ・ 今後は、解消後の再発防止の取組も重要となるので、関係局区が連携し、どのような取組が可能であるかを引き続き検討していくこと。
- ・ また、取組を進めながら、ノウハウを積み上げ、課題を整理し、対応方法等の改善を

図るとともに、国や他自治体の動向も踏まえ、条例制定を含めた更なる対応方法等を研究していくこと。

### < 結 果 >

不良な生活環境の解消等について、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・市民の困りごとにコミットしていくことが、くらし応援室の重要なミッションであることから、初動という枠に捉われ過ぎず、市民の最前線基地である区役所の優良事例となるように取り組むこと
- ・全ての関係局区が「自分事」として捉え、それぞれの所掌に捉われすぎず、積極的に関与し、解消等に取り組むこと。

### < 会 議 資 料 >

- ・ 不良な生活環境の解消等について